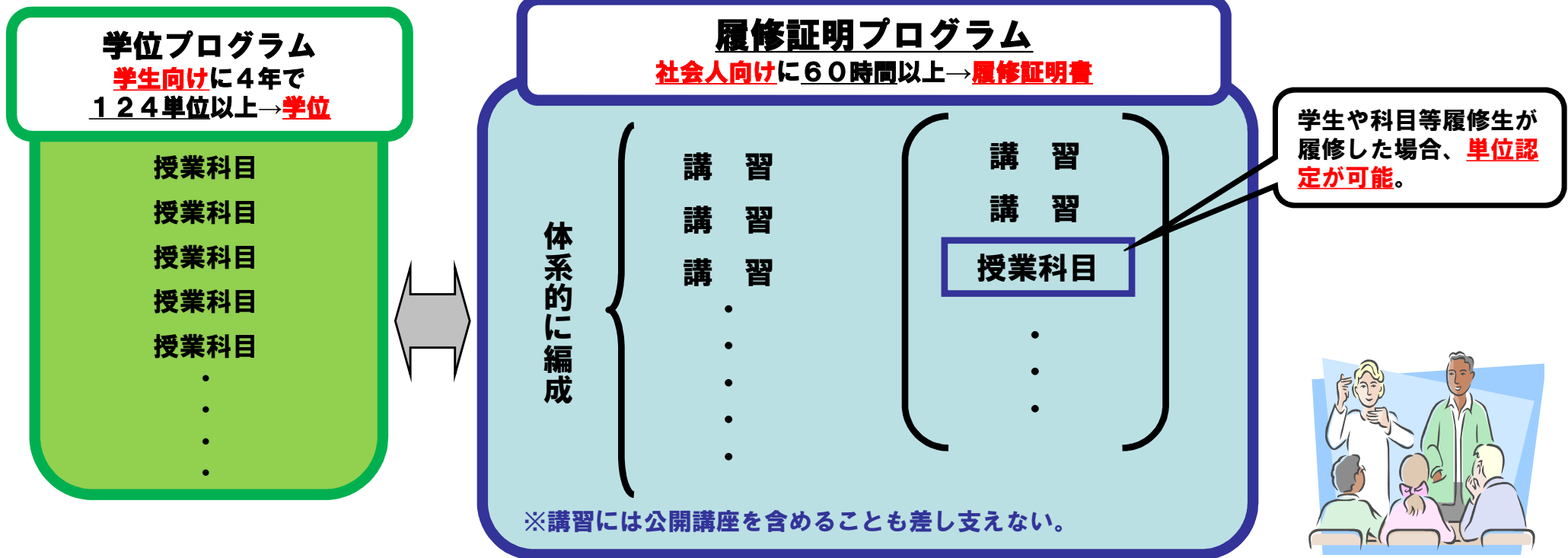


- 大学の社会貢献の一環として教育研究の成果を広く社会に提供するため、学位課程より短期間のプログラムを学生以外の者を対象に提供するものとして、平成19年に創設された。以降、社会人の学び直し手段として浸透（H30時点で履修証明プログラムを開設している大学は168校、全体の約22%）。
- 大学（専門職大学を含む。）、大学院（専門職大学院を含む。）、短期大学（専門職短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）において位置付けられている。
- 総時間数60時間以上で、各大学が正規課程の授業科目や各種講習、公開講座等によるまとまりのある教育プログラムを編成。本来の趣旨は単位の修得や学位の取得を目指すものではないため、その教育水準が各課程（学士・修士・博士等）における教育に相当する水準とは限らない。

## 大学等における履修証明プログラムのイメージ

趣旨：教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な**社会貢献**



# 大学院において履修証明プログラムを 正規の授業科目の履修により修得した単位として認定することについて

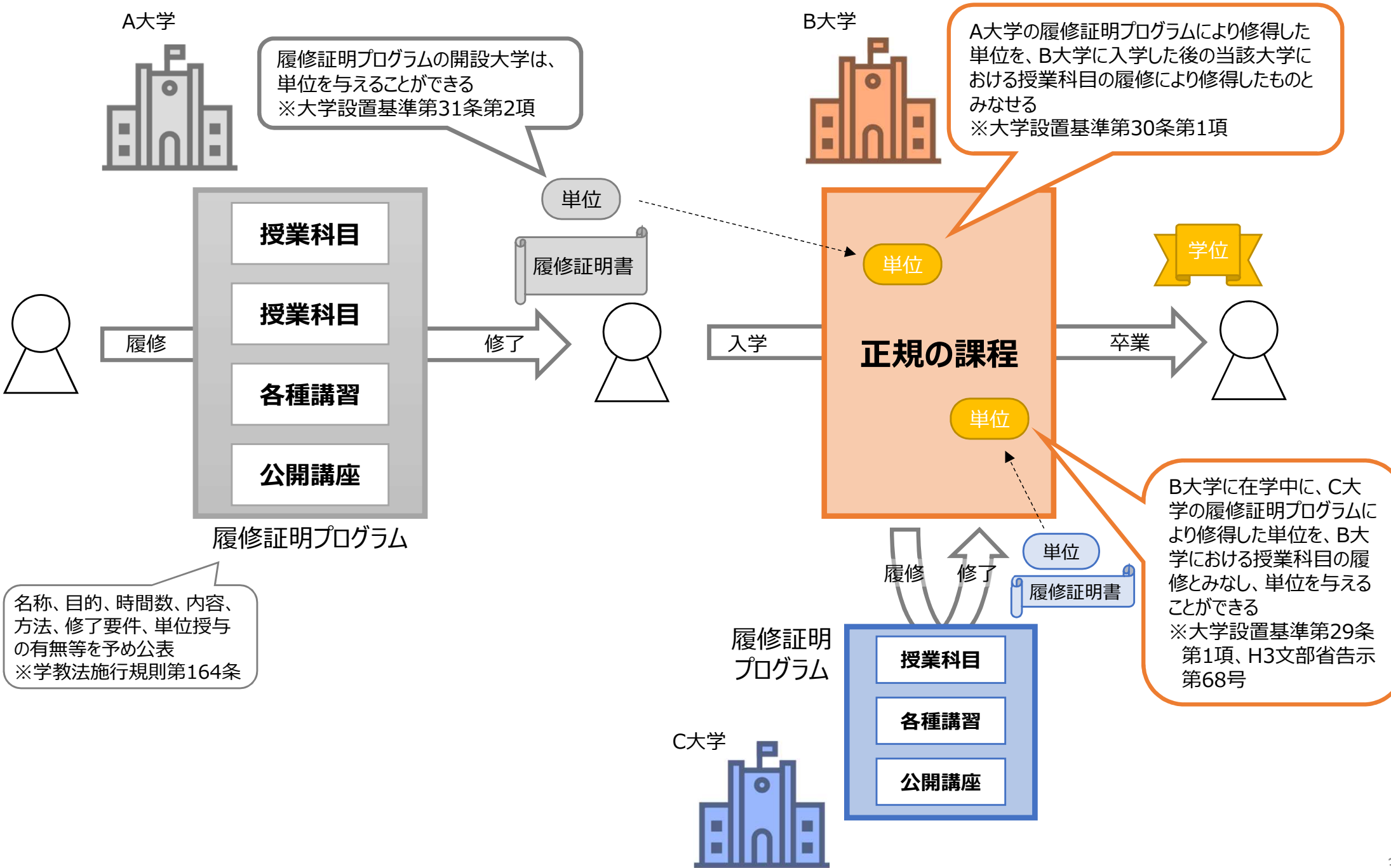
## 経緯と現状

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月中央教育審議会）において、履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とすることで、学位の取得に向けた各大学等での単位の積み上げ等に活用できるよう必要な制度改正を行うべきと提言された。令和元年8月に大学設置基準等を改正、学部段階等については履修証明プログラム全体に対する単位授与・大学における授業科目の履修により修得した単位として認定が可能に。
- ※ そもそも学部段階においては、大学以外の教育施設等の学習成果（TOEIC・TOEFLや大学における図書館司書の講習等）の単位認定が可能であったため、大学の正規課程以外の学習である履修証明プログラムも同様に可能とされた。
- 一方、大学院については、学部段階のように幅広い単位認定を行うことについては、議論が必要とされていたところ（正規課程の授業科目が履修証明プログラムに含まれている場合を除く）。

## 論点（案）

- ✓ 履修証明プログラムは、学位プログラムとは別に、一定のまとまりのある学修プログラムを提供するものであるが、その教育水準は学部・大学院等と区別されているものではない。したがって、履修証明プログラムのような幅広い学修への単位認定については、その学修が大学院での学修と同等と確認される場合に限り、認められるべきではないか。
- ✓ 履修証明プログラムに単位を授与する場合、その単位を認定する大学院において、①大学院教育水準であることを確認の上、②単位認定を行うかどうか判断すべきではないか。
- ✓ 大学院も専門職大学院も、同じ扱いでよいか。
- ✓ 学修者が混同しないよう、科目等履修生制度等との整理を行い分かりやすく公表する必要があるのではないか。

# 履修証明プログラムの単位授与・認定（学部段階のイメージ）



# 履修証明プログラムの単位授与・認定（大学院での準用案）

